

久喜市議会  
平成30年11月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第 9 1 号	平成 3 0 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号） について .....	1
議案第 9 2 号	平成 3 0 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）について .....	2
議案第 9 3 号	平成 3 0 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について .....	3
議案第 9 4 号	久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選 挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の 一部を改正する条例 .....	4
議案第 9 5 号	久喜市部設置条例の一部を改正する条例 .....	5
議案第 9 6 号	久喜市図書館運営審議会条例 .....	7
議案第 9 7 号	指定管理者の指定について .....	9
議案第 9 8 号	指定管理者の指定について .....	1 0
報告第 1 6 号	賃貸借契約の締結の報告について .....	1 1

議案第91号

平成30年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について

平成30年度久喜市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第92号

平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第93号

平成30年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）について

平成30年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第94号

### 久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成22年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第7条中「(久喜市長の選挙の場合に限る。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、久喜市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営としたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第95号

### 久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「健康増進部」を「健康・子ども未来部」に改める。

第2条の表総務部の部中(13)の項を(14)の項とし、(10)の項から(12)の項を1項ずつ繰り下げ、(9)の項の次に次のように加える。

(10) 情報化政策及び電子計算システムに関すること。

第2条の表財政部の部(2)の項中「管理」の次に「及び活用」を加え、同部中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とする。

第2条の表市民部の部中(3)の項を削り、(4)の項中「地域の公共交通」を「公共交通全般」に改め、同項を(3)の項とし、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項から(8)の項を1項ずつ繰り上げ、(9)の項中「の資格」を削り、同項を(8)の項とし、(10)の項を(9)の項とする。

第2条の表福祉部の部中(5)の項を削る。

第2条の表健康増進部の部を次のように改める。

健康・子ども未来部

- (1) 保健予防に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。
- (4) 児童福祉及び保育に関すること。
- (5) 青少年健全育成に関すること。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(久喜市休日夜間急患診療所条例の一部改正)
- 2 久喜市休日夜間急患診療所条例(平成22年久喜市条例第146号)の一部を次のように改正する。  
第16条中「健康増進部」を「健康・子ども未来部」に改める。  
(久喜市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)
- 3 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例(平成22年久喜市条例第147号)の一部を次のように改正する。  
第8条中「健康増進部」を「健康・子ども未来部」に改める。

(久喜市地域医療推進協議会条例の一部改正)

- 4 久喜市地域医療推進協議会条例（平成22年久喜市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康増進部」を「健康・子ども未来部」に改める。

(久喜市健康増進・食育推進会議条例の一部改正)

- 5 久喜市健康増進・食育推進会議条例（平成29年久喜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康増進部」を「健康・子ども未来部」に改める。

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

平成31年4月1日付け、組織機構改革を実施するにあたり、部の名称及び分掌事務の変更について必要な改正を行いたく、この案を提出するものであります。



## 議案第96号

### 久喜市立図書館運営審議会条例

#### (設置)

第1条 久喜市立図書館(以下「図書館」という。)の円滑な運営を図るため、久喜市立図書館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、久喜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、図書館の運営に関する事項について、教育委員会に対し、意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 学識経験を有する者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (意見聴取等)

第5条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織と運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(久喜市立図書館協議会条例の廃止)

- 2 久喜市立図書館協議会条例(平成22年久喜市条例第100号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により委嘱されている久喜市立図書館協議会の委員は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年8月16日までとする。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「図書館協議会」を「図書館運営審議会」に改める。

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

中央図書館長の諮問機関にあたる「久喜市立図書館協議会」を廃止し、新たに教育委員会の附属機関にあたる「久喜市立図書館運営審議会」を設置するため、この案を提出するものであります。

## 議案第97号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

久喜市立体育施設(菖蒲温水プール、鷺宮温水プール、鷺宮体育センター、鷺宮運動広場、南栗橋スポーツ広場、緑1丁目テニス場)、久喜市栗橋B&G海洋センター及び久喜市都市公園の有料公園施設等(寺田公園、森下緑地グラウンド、あやめ公園、寺田緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園、桜田運動公園、沼井公園)

#### 2 指定管理者として指定するもの

久喜スポーツプロモーションJ.V

(代表者)

東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 克 己

#### 3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

久喜市立体育施設、久喜市栗橋B&G海洋センター及び久喜市都市公園の有料公園施設等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第98号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市立図書館(中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室、鷺宮図書館)
- 2 指定管理者として指定するもの  
東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 石 井 昭
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜市立図書館(中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室、鷺宮図書館)の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

## 報告第16号

### 賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 契約の名称         | 小中学校教職員用パソコン及びPC教室機器等賃貸借                             |
| 2 | 契約の目的         | 老朽化した教職員用パソコン及びPC教室機器等を入れ替えることにより、教育環境の整備充実を図る。      |
| 3 | 契約の金額         | 184,913,280円<br>(月額3,081,888円)                       |
| 4 | 契約の方法         | 指名競争入札   |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20<br>富士通リース株式会社関東支店<br>支店長 坂口 雄二 |
| 6 | 契約締結の年月日      | 平成30年9月13日   |
| 7 | 契約の期間         | 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで                             |

平成30年11月27日提出

久喜市長 梅 田 修 一